

令和2年度愛知県サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体（愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）指定事業者）

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会（事業者番号：愛サ1号）

3 研修対象者

愛知県内に所在する事業所等に従事し、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として配置される予定があり、国が定めるサービス管理責任者等研修（基礎研修）の受講要件を満たす者。

4 受講料

研修No.	研修形態	日程	受講料（税込）
01	サービス管理責任者等研修（基礎研修）	3日間	29,700円
02	相談支援従事者初任者研修講義部分 ＋サービス管理責任者等研修（基礎研修）	5日間	39,600円
03	相談支援従事者初任者研修講義部分のみ	2日間	15,840円

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件は、実務経験とサービス管理責任者等研修（基礎研修）修了の他に、相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間連続）を受講する必要があります。

5 定員 1,100名

6 受講対象者（受講資格）

次の①、②に該当する者であって、指定障害福祉サービスの提供を行う事業所、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う事業所に従事又は従事予定の者。

①	【サービス管理責任者】研修受講時点で「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）ーイ（1）（一）及び「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）の一部改正」（平成31年厚生労働省告示第109号）に規定する実務経験期間を有していること。 なお、上記に規定される実務経験期間が2年満たない段階の者も受講可。
②	【児童発達支援管理責任者】研修受講時点で「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）及び「障害児通所支援又は障害児入所」の一部改正」（平成31年厚生労働省第110号）に規定する実務経験期間を有していること。 なお、上記に規定される実務経験期間が2年満たない段階の者も受講可。

※なお、実務経験については【別紙1】を参照のこと。

7 研修日程

研修形態		日程		場所
相談支援従事者初任者研修講義部分（5日間） サービス管理責任者等研修（基礎研修）＋	サービス管理責任者等研修（基礎研修）（3日間）	合同講義（1日：日程A、日程Bのいずれか1日程を受講ください。）		
		日程A	10月20日（火）	ウィルあいち ウィルホール （名古屋市東区上堅杉町1番地）
		日程B	10月21日（水）	
		講義・演習（2日間：日程1～7のいずれか1日程を受講ください。合同講義日程Bを受講希望の方は日程3～7を受講ください。）		
		日程1	11月10日（火）・11日（水）	第一富士ビル （名古屋市東区代官町35－16）
		日程2	11月19日（木）・20日（金）	豊橋商工会議所 （豊橋市花田町字石塚42－1）
		日程3	12月3日（木）・4日（金）	第一富士ビル （名古屋市東区代官町35－16）
		日程4	12月16日（水）・17日（木）	
		日程5	12月21日（月）・22日（火）	
		日程6	1月12日（火）・13日（水）	
	日程7	1月20日（水）・21日（木）		
	相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）	相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間：日程ア、日程イのいずれか1日程を受講ください。）		
		日程ア	9月29日（火）・30日（水）	ウィルあいち ウィルホール （名古屋市東区上堅杉町1番地）
		日程イ	10月6日（火）・7日（水）	

※サービス管理責任者等基礎研修修了の要件は、実務経験とサービス管理責任者等研修（基礎研修）修了の他に、相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間連続）を受講する必要があります。
 ※受講日程は会場の定員等の都合により、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

※日程及び開催場所は、会場の都合等により変更する場合もあるため、受講決定通知に記載の日程及び場所を必ず確認してください。

8 研修内容

サービス管理責任者等研修（基礎研修）カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7. 5時間）		
サービス提供の基本的な考え方（講義）	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について講義により理解する。	60分
サービス提供のプロセス（講義）	サービス提供のプロセスに関する講義により、PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
サービス等利用計画等と個別支援計画の関係（講義）	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係性について講義を行い、サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分
サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント（講義）	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について講義により理解する。また、障害種別や障害福祉サービスなど各分野における異なる視点について理解する。	150分
個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義）	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用した講義を行い、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習（9時間）		
個別支援計画の作成（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）および記録方法（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、事業所において提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
実践研修までのアクションプラン策定（演習）	サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者としての目標設定	90分

9 申込方法

(1) 受付期間 5月11日(月)から6月3日(水)

(2) 申込方法 愛知県社会福祉協議会ホームページより6月3日(水)までにお申し込み後、下記の提出書類を6月3日(水)までに必着でご郵送ください(詳細は申込ページでご確認ください)。

※実務経験証明書は、受講を希望される研修(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者)の様式を使用し提出してください。提出のない研修の修了証書は交付できません。

【提出書類一覧】

研修No.	研修形態	提出書類	部数
01	サービス管理責任者等研修(基礎研修) 3日間	・実務経験証明書(サビ管用・児発管用) ・相談支援従事者初任者研修修了証のコピー	各1部
02	相談支援従事者初任者研修講義部分 + サービス管理責任者等研修(基礎研修) 5日間	・実務経験証明書(サビ管用・児発管用)	1部
03	相談支援従事者初任者研修講義部分のみ 2日間	・サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修修了証のコピー	1部

10 受講決定

(1) 受講決定時期及び通知方法

受講の可否については、8月上旬に申込書記載の法人・事業所あてに送付いたします。

また、受講決定者には、8月上旬に受講決定通知と併せて受講料請求書等、申込書記載の法人・事業所あてに送付します。受講料は、請求書によりお振込みくださいますようお願いいたします。

(2) 受講決定方法

愛知県が定める「愛知県サービス管理責任者等研修(基礎研修)選考基準」に基づき、【別紙2】のとおり受講を決定します。

11 修了証書の交付

下記の要件をすべて満たす者を研修修了者と認定し、修了証書を交付します。

(1) 研修の全日程に出席すること。

(2) 定められた期日までに課題を提出すること。

(3) 受講態度が良好であること。

※いかなる理由の遅刻・中抜け・早退・欠席についても修了は認められません。

※受講態度が著しく不良であり、講師等の指示に従わない受講者については、受講取消とし、修了証書の交付は行いません。

12 修了者名簿の管理

本会は研修修了者名簿を作成し、愛知県及び研修修了者の所属する事業所が所在する市町村(愛知県外の市町村を除く)に対し、研修修了者名簿を報告します。

13 申し込みにあたっての留意事項

- (1) 申込期限後の受講者の変更は原則として認めません。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての配置について、受講予定者本人と確実に調整のうえで申し込みを行ってください。
- (2) 受講申込は所属法人・事業所からとし、個人からの申し込みは認められません。
- (3) 相談支援従事者初任者研修講義部分を免除された者を除き、全日程の受講が必要です。
- (4) 受講決定後、期日までに受講料をご入金いただけない場合は、受講決定を取り消すことがあります。また、ご入金後はいかなる場合も受講料は返金いたしませんのでご了承ください。
- (5) 受講の際には、本人確認書類（運転免許証等の本人であることが確認できるもの）を携行してください。受講決定されたご本人が受講しているかどうか、本人確認を行う場合があります。
- (6) この研修は「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」になるための基礎研修であり、各事業所の「管理者」や居宅介護事業所等の「サービス提供責任者」になるための研修ではありません。
- (7) 基礎研修修了のみでサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての全ての業務に従事することはできません。実務経験、配置要件によって異なります。詳細は【別紙3】と事業所所管の指定都市・中核市担当課又は愛知県障害福祉課事業所指定・指導グループ（052-954-6317）へご確認ください。
- (8) 受講決定をもって、サービス管理責任者及び児童発達管理責任者の実務経験を証明するものではありません。
- (9) 申込情報に変更等が生じる場合は、必ず事務局までご連絡ください。
- (10) 研修当日、県内に震度5弱以上の地震が発生した場合及び東海地震の予知情報（警戒宣言）又は注意情報が発表され、解除されていない場合は、研修を中止します。
また、荒天の場合、開催地において特別警戒警報、暴風警報のいずれかが研修開始2時間前までに解除されていない場合は、原則として研修を中止します。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止・延期することや開催規模の縮小となる場合がありますので、ご承知おきください。

14 その他

研修会場へは公共交通機関を利用してお越しください。

15 提出書類郵送先・問い合わせ先

〒461-0011 名古屋市東区白壁1丁目50

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）担当：酒井、木原

TEL（052）212-5516

【申込のご案内】

愛知県社会福祉協議会のホームページ (<http://www.aichi-fukushi.or.jp/>)

①ココをクリック



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）

②ココをクリック

令和2年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）のご案内

令和2年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）【参加申込ガイド】

③入力フォームへ

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※１による業務に３年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上

※１国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童・障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		学校に従事する者	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※１による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上

※１国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）
受講者決定方法

愛知県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、次の選考基準により受講決定を行う。なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、愛知県と協議の上、決定する。

＜選考基準＞

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込を基本とし、配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① 事業所の運営において、必要なサービス管理責任者等が配置できず、現に減算となっている事業所
- ② 現在サービス管理責任者等として従事しているが、やむを得ない事情を認められての交代であり、研修が未受講の状態の者
- ③ 研修実施年度中にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ④ 次年度中にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ⑤ 時期は未定であるが、今後サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

※上記基準に加え、法人からの優先順位を勘案し優先順位をつける。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。

※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。

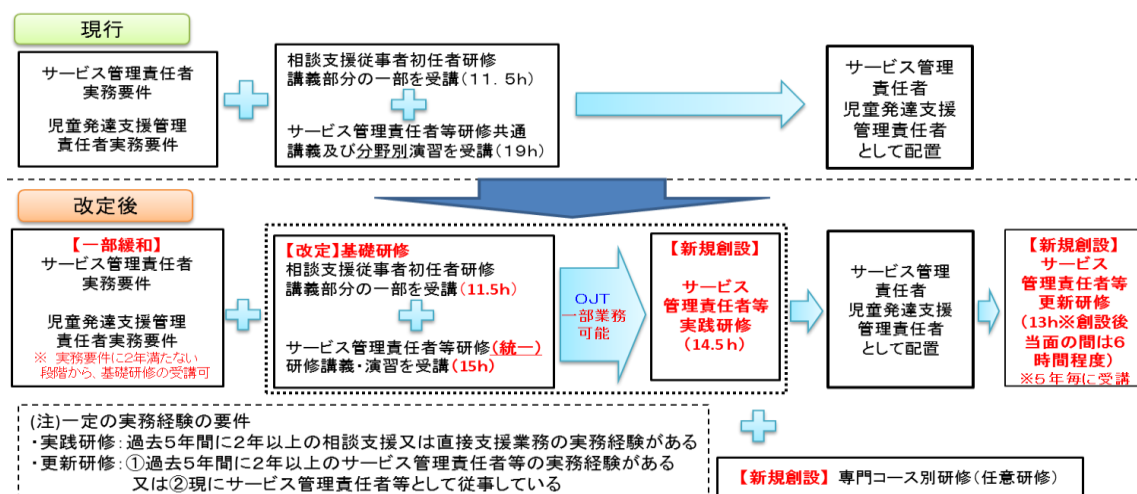
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。

- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
① 実務経験の一部緩和	
○直接支援業務 10年	○直接支援業務 8年
○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年	○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
② 配置時の取扱いの緩和	
○研修修了後にサービス管理責任者として配置可	○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可
○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和	
○サービス管理責任者の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)、児童発達管理責任者研修別に研修を実施 ・修了した分野のみ従事可	○全分野(児童発達支援管理責任者を含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・全分野のサービスに従事可 ・平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす